

京都大学	博士（文学）	氏名	KIM HANBARK
論文題目	配流刑の時代—清代配流刑の諸相をめぐって—		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、序章、第一部（第一章～第三章）、第二部（第四章～第六章）、終章より成る。</p> <p>序章「中国史における清代配流刑の意義」では、まず清帝国の内陸アジア的な相貌を強調する「新清史」研究の潮流が法制史の研究にも影響し、藩部地域の司法体系に注目が集まる一方で、内地の司法体系は中華の伝統の枠の中で語られており、清代法の特徴が看過されていることを指摘する。その特性の一つが、死刑より一等下位の重刑で、罪人を原籍地から離隔した場所へ送る配流刑の重視にあるとみて、清代を「配流刑の時代」と規定したうえで、従来の研究が配流刑の沿革やその辺境社会への影響を明らかにしてきたものの、配流刑が惹起した社会問題を十分に考慮していないと批判する。そして、「充軍と徒刑が流刑と化し、配所が内地に広がった過程の追究」「配流刑・配流犯に対する認識とそうした認識が刑政に与えた影響の分析」「清朝が配流刑を重用した背景の解明」の三つの課題を設定し、それに答えるために配所の候補地を法定の距離にもとづいて列挙した「道里表」、配流の実態が伺える四川省の巴県檔案を活用すると述べる。</p> <p>第一部「清代内地配流の定着」は、明律で大幅に拡充された「充軍」や伝統的な「五刑」の流刑・徒刑が本来の意義を失い、原籍地からの配流距離という基準のもとに再編成され、里程が新しい懲罰の差等として機能するに至った過程を論じる。</p> <p>第一章「充軍の流刑化と内地配流の展開」は、充軍が「流刑」と同質化し、ともに一般州県に送られるようになった過程を論じる。唐代に整備された五刑制度において、死刑に次ぐ流刑には「流二千里、流二千五百里、流三千里」の三等級あったが、実際に里程が流刑において意味を持ったことはなく、歴朝の配流刑は辺境地域ないし軍隊を配所とした。明代において死刑に次ぐ位置を占めたのが、罪人を軍役に充てる「充軍」である。充軍は当初流失した軍戸の補填と軍人の処罰を主目的としていたが、明代後期には軍と無関係の罪にも広く適用され、凶悪な罪人を重罰に処するため法網を密にする役割を果たした。一方で、流刑以下に対して贖罪が広く行われたために、実刑としての充軍は、軍戸補充に加えて重罪抑止の目的を持つに至った（第一節）。清代においても充軍は刑法上大きな比重を占めていたが、雍正年間に衛所が縮小し、五等（附近・近辺・辺遠・極遠・烟瘴）の充軍の配所は衛所の改併先の州県となり、差役の要素が無くなった。漕運に関係する衛所でも軍犯を管理する負担が過重だったために、乾隆七年（1742）にすべての軍犯は州県に送られるようになった。ほ</p>			

かにも、康熙十九年（1680）以降は工役による贖罪が可能になる、乾隆二十四年に軍犯の妻を配所に同行する「僉妻」が一部の例外を除いて全廃される、同年に執行の手続きが簡略化されて兵部の役割が護送に限定される、といった変化が生じて充軍の特質が失われ、流刑との差異は消滅した。軍犯と流犯を併称する「軍流犯」という語が普及したこともそれを示している。著者はこれを充軍の「流刑化」と呼ぶ（第二節）。一方、明代には実刑でなかった流刑は清代には執行されるようになり、当初は主に東北地方に流されていたが、康熙年間には各省に流されるようになったとおぼしい。配所に関する明確な規定はなく、雍正年間に改訂された律文にも七省（陝西・山東・浙江・四川・広西・広東・福建）の名が言及されるに過ぎない。充軍については既に雍正八年（1730）に『軍衛道里表』が編纂されていたが、これに倣って乾隆八年に『三流道里表』が作られた。道里表が導入され、罪人の原籍地である府を出発点として配流距離にもとづいて配所となる府が指定されたのは、距離の名実を一致させ、罪人を内地に分散するという意図があったからである。流刑の配所から首都圏である直隸は外されていたが、充軍にも乾隆十九年に適用された。これも充軍の「流刑化」の一端であり、かくして内地のほぼ全域が流刑と充軍の配所となった（第三節）。

第二章「里程配流の構造：五軍道里表を通して」は、配流執行のツールである道里表のうち、五軍道里表の各版本の改訂内容を確認し、統計的分析によってその変遷を追究する。道里表の存在は清朝の配流刑の特徴の一つだが、これまであまり注目されてこなかった。近年ようやくこれを取り上げる研究が出てきたが、その変遷状況を踏まえていない。著者は道里表を使った清朝の措置を「里程配流」と呼び、五軍道里表の構造を明らかにした後、軍犯を受け入れた地方社会の現実から改定の意図を読み取るべく、まず雍正八年・乾隆八年・同三十二年・同四十四年・嘉慶十四年（1809）の五種のうち最も完備した嘉慶版にもとづいて道里表の内容を解説する。罪人の原籍地である府級行政単位を出発点としてそこから各等の充軍の距離にある県級単位が東西南北それぞれに示され（広西・広東・雲南・貴州の四省への「烟瘴充軍」や罪人の原籍地がこの四省とその隣接地である場合には方角指定はない）、罪人の原籍省の巡撫はこれらの候補地から選び、選ばれた省の巡撫が罪人を安置する州県を指定するというのが原則である。しかし、罪人の原籍が辺境や海に近い場合はその方向に該当する候補地は存在しないし、首都圏である直隸、国家の「根本重地」である奉天、僻地の産塩地区、貴州・四川・湖北・湖南の苗族と接する地域が乾隆年間に候補地から外され、発遣の配所である新疆も対象外なので、配所の候補地はかなり限定された。道里表のデータを集計すると、直隸・奉天を除く各省が満遍なく配所に指定されていることが分かる（第一節）。ついで、こうした道里表の配所指定がどれだけ現実を反映しているのかを巴県檔案によって確認する。乾隆二十二年の檔案により、重慶府下の長寿県を通過した軍流犯の原籍地と配所を当時の道里表と対照すると、約九割が道里表

どおりに配流されている。また、乾隆三十一・五十年の巴県の配流犯清冊によって罪人の原籍地を確認すると、やはり多くは道里表に従っていることがわかる。配流は他省との間で行われるので、これは四川一省に限ったことではなく、里程配流が広く行われていたことを示す（第二節）。しかし、里程配流は配所の社会状況を考慮に入れていないために執行の際に調整を図る必要があったので、五軍道里表は四次にわたって改正された。五つの道里表を比較すると、雍正八年と乾隆八年、同四十四年と嘉慶十四年が類似しており、乾隆三十二年・四十四年に大きな変化が起きていることが分かる。三十二年の改正は、それまでの道里表が明末の『邦政紀略』にもとづき、里数が符合していなかったのを問題視して、配流距離を厳密に適用しようとするものだった。このように刑量と距離の符合が重視されたのは、充軍と流刑が実質上同じになったので、刑量は里程によって差異化するしかなかったからだとする。しかし、この改正は距離を考慮する一方で、配所候補地の数を大幅に減らしたために、配所の過密化が生じることになった。この点を是正したのが四十四年の改正で、候補地を増やして罪人の分散を図った。さらに、軍犯が集中している地域については、巡撫に省内での調整を認める条例を制定した（第三節）。

第三章「徒刑の変質と里程の導入」は、徒刑の配流刑への変質の過程について論じる。本来、徒刑は杖の執行と配所での労役を内容とするもので、清初には明律を踏襲して他省の塩場・鉄冶に配置されることになっていたが、実際には屯田や駅舎でも使役され、雍正三年以後は本省の駅舎で管理することになり、巴県檔案からも乾隆中期の実例を拾い出すことができる。駅舎に送られた徒犯の多くは自活ができず、担当官からの捐給に依存しており、実際には労役は機能していなかった（第一節）。乾隆五十一年に雲南巡撫譚尚忠が上奏し、徒犯の駅舎等への集中により管理が困難になっていることから、軍流犯の例に従い、里程を考慮して駅舎のない州県にも分散収容することを乞うた。これは、使役が問題になっていないことを意味する。刑部がこれを検討して承認し、翌年条例が定められ全土において施行されることになった（第二節）。この条例を受けて山東省で省例が作られたが、具体的に省内での配置方針を定めたのが、法務図書館に所蔵される『山東省五徒表』である。里程こそ明示されていないが、道里表の様式に倣って徒刑の五等に応じて距離の遠近が考慮された配所を指定する。広東や陝西でもやはり距離が意識された配所指定が行われていた（第三節）。こうして、配流距離によって、省内の徒刑、三千里以下の流刑、四千里以下の充軍と並ぶことになり、それぞれの刑の歴史的由来は無化されたとする。

第二部「内地配流の諸問題と清朝の対応」は、一般州県によって配流犯が管理されることによって生じた社会問題を清朝がどのように解決しようとしたかを論述する。

第四章「配流犯の実像と地方の管理策」は、主に巴県檔案を用いて配流犯の生活と地方政府による管理の状況を明らかにする。清代の配流犯には一般的に労役は強制さ

れず、自活が求められたが、彼らは凶悪であるとみなされ、実際に配所でトラブルが頻発したので、その管理は地方官にとって難題であった。貧窮した軍犯とその家族への家計を補助し、生計を立てられる場合は地保にその管理を委ねるという福建巡撫盧焯の乾隆二年の提案は五年後に全国に施行されることになったが、家計補助は円滑に行われず、地保による管理も有効だったとは考えにくい。また、再犯した場合の処罰は軽く、乾隆二十六年に軍流の再犯者はさらに遠方に送られる条例が定められたが、これも抑止力とはならなかった（第一節）。巴県檔案中の「安置軍流遣犯清冊」から配流犯が様々な生業を営んでいることがわかるが、生計の困難のために逃亡することが多かった（第二節）。檔案には配流されて長い者が「軍犯頭」に任命されている事例があり、新しく送られてきた配流犯の「保戸」となってその管理にあたったとみられる。他の地方でも「流犯頭」の存在が確認でき、これらは先行研究で指摘されている、移入者によって編成された「疑似保甲」に似ている（第三節）。配流刑が死刑の一等下に位置付けられるという体系そのものを改革しない限り、軍流犯が地方に蓄積されるのは必然だったが、中央政府はこれに着手せず、その処理を地方に委任した。一方、地方官は管理不行届による処罰を免れようとして方策を講じ、その一つが配流犯自身に管理を委ねることだった。また、犯人の貧富によって、名目上は同じ刑量が実質的には同じではなかったことも、清代の配流刑のもつもう一つの限界であったとする。

第五章「配流犯の釈放と自新の援用」は、配流犯の過剰収容を緩和するために配流犯の釈放・減等が行われ、その際に罪人の「自新」という理念が持ちだされたことを指摘する。前近代の中国では、罪人の更生にあたるのが「自新」という言葉だが、「刑罰を通じて罪人が自新する」という論理ではない。肉刑廃止につながった漢の文帝に父の罪を贖うことを乞うた女の話で、女は「肉刑に処されれば自新の道が閉ざされる」という。たしかに肉体を毀損されれば本来の状態に復帰することはできないが、肉刑が廃止され、労役・配流刑がその代替機能を果たすようになって、刑罰を免ずることが「自新」への道とされた。刑罰は自新を促すのではなく、それを遮断するものであり、その先には受刑者の受苦と死亡という結果しか待っていない。しかし、乾隆年間になると、配流が一定期間を過ぎた後に自新したかどうかを考慮して釈放しようという主張が地方官から起きる。その背景には罪人の過剰収容の問題や管理への憂慮があり、「自新」はそのために持ち出された論理であった（第一節）。これに対して、中央政府が持ち出したのは「恩赦」であった。元来配所に着いた罪人は恩赦の対象にはならなかったが、乾隆二年の恩赦により、配所で三年過ごし、過ちを悔い帰郷を望む者は回籍を許された。その後、配流犯の過剰収容の問題が浮上し、同十一年には十年間法を守っていた軍流犯は恩赦を得た。地方からの上奏が一定期間の「自新」を前提としており、その点で刑期を設定したのに似るのに対して、皇帝によ

る年期の設定は恩赦が行われた時点でのことであった。しかし、嘉慶帝の即位時点の詔で、三年間法を守った軍流犯が釈放され、以後各帝の即位時点でこれが繰り返される。さらに、嘉慶二年（1797）以後配所にいる軍流徒犯の処分も時々行われる恩赦により減等されるようになった。こうして無期刑であった配流刑が免除される機会は確実に増えたのである（第二節）。乾隆四十二年から嘉慶八年までの六件の清冊を見ると、軍流犯の名には出入りがあり、特に嘉慶元年から八年の間に急減している。そして、乾隆年間の配流犯の受刑最短期間の平均が12.6年であるのに対し、嘉慶年間の平均が4.7年、道光年間の平均が6.4年であるのを見れば、嘉慶初期の多次の恩赦が大幅に配流犯を減少させ、その後も恩赦が行われた結果、受刑期間が短縮されていたことは明らかである（第三節）。そして、配流犯釈放のために援用された自新の論理は、鎖帶鉄桿・石墩などほかの刑罰にも拡散していった。

第六章「発遣の浮上と罪人分散の構造」は、乾隆期の罪人の新疆への発遣が内地軍流犯の過剰を緩和する方策であったことを明らかにする。発遣先は当初東北地方が中心であった。発遣は送られた後に労役を伴う、配流刑相当の罪を犯しても枷号で処理される旗人をも対象とする、罪人の身分によって配流先が異なる、など他の配流刑とは性格が違っていった（第一節）。乾隆年間の『新疆条例説略』の条目の分析から、充軍の懲罰効果が薄かったために発遣が浮上したという先行研究の解釈に疑問を呈し、目的は刑罰の調整にあったのではなく、罪人の労働力の利用、自給自足と内地の民俗の悪化防止、配流犯の分散にあったとする（第二節）。新疆自体に配流犯が集中したことが乾隆三十三年の天山北路の昌吉での反乱の誘因となり、乱後に罪人の一部は内地に改発された。しかし、屯田の労働力の必要上、新疆への発遣は続けられた（第三節）。条目別に配所と処置を異にする発遣は臨機応変に機能し、里程配流とは異なる辺境配流の実効性を発揮したのである。

終章「配流刑の時代の終焉」は、清末の改革により配流刑が消滅したのは直接的には西欧の基準が導入されたことによるが、本論でとりあげてきた配流刑に内在する問題が改革を要請していた側面があったとする。清末の刑法改革における配流刑の廃止の主張の中には、刑法の近代化だけでなく、それまで指摘されてきた問題の延長線上にある議論が存在する。また、配流犯の中に、拘束を受ける者や技術習得が指示されている事例も見られるようになる。第五章で論じた恩赦対象の拡大もあって、配流刑の無期刑としての性格はすでに失われていた。配流刑は、廃止される以前にすでにその意味を失っていたのである。それでも、清朝一代を通じて配流刑が重用された背景として、実刑中心の刑罰運用と復古主義の気風を挙げる。清代の配流刑を全般的に論じた王雲紅（2013）が配流刑を合理性の特徴とするのに対して、復古性・象徴性を挙げる Bodde and Morris（1967）に左袒し、清朝は伝統的刑法の守護者だったとする。

(論文審査の結果の要旨)

現在、清朝史研究は新たな段階に入っている。論文の冒頭で言及されるアメリカ生まれのNew Qing History (新清史) はとりわけ内陸アジア帝国としての相貌を強調し、国際的に大きな影響力を持っている。ただし、帝国の外延・周辺に注目する一方で、チャイナ・プロパー (漢地) が明代からいかに変わっていったのかという問題関心はあまり強くない。一方、21世紀に入って中国では国家的な清史編纂事業が開始され、伝統的な紀伝体を基本とする『清史』がいよいよ出版されようとしている。それが従来の歴史像を塗り替えるものになるかどうかはわからないが、おそらくは、現在の中国との継承関係に重きを置くものになることが予想される。

本論文は清代を「配流刑の時代」と名付ける。先行研究が配流刑の中で注目してきたのは、新疆など辺境への「発遣」であるのに対し、チャイナ・プロパーの空間において配流刑がいかなる意味を持ったのかという問題意識に全編が貫かれている。第一部では、明代に軍戸を維持するために拡大され死刑の一等下に位置付けられた「充軍」と、伝統的な「五刑」では死刑の次に数えられ清代にはじめて古来の理念通りに施行されるに至った「流刑」が同質化してゆく過程 (第一章、第二章)、五刑の中で流刑の下にくる徒刑の配流刑への合流 (第三章) を扱う。第二部では、「配流刑」が内地の地方社会に惹起した問題を浮き彫りにし、配流の現場の実態をあとづけた (第四章) あと、配流行政が行き詰りを見せた清代後期に配流刑が有期刑的性格を持つに至ったことを論じ (第五章)、「発遣」が内地配流に生じた矛盾を調整するバルブの役目を果たしたものとしてもとらえられることを示した (第六章)。各章の内容が充実しているだけでなく、論文全体の構成もよく練られた秀作である。ただし、表題の「配流刑」が指し示す範囲にフアジーなところがあり、その点は厳密に整理しなおす必要がある。次に、著者が序章で設定した三つの課題に即してその成果を確認してみよう。

第一の課題として設定されるのは、清代に配流刑が広範に用いられた過程の究明である。充軍が軍役補充という意味を失う一方で、明代には贖罪が可能であった流刑が実刑化して両者が同質化する。労役刑であった徒刑も清朝後期に配流刑的性格を帯び、その結果配流犯が地方社会に過剰収容されるに至った。配流犯は拘束を受けることもなく、地方政府から限定的な援助を受けるだけで自活を求められたために、様々な社会問題が起きた。かかる事情について、地方と中央のやりとりを示す奏摺・実録を使うのはもちろんのこと、犯人の原籍地からの配流距離に対応する候補地リストを示した「道里表」と、配流犯の実態を明らかにする巴県檔案をフルに活用したのが、本論文の最大の特色である。「道里表」は近年ようやく注目されるようになったが、本格的な分析は加えられておらず、「それまでの法執行と一線を画す合理性の産物」(王雲紅2012)、「全中国が「垣のない監獄」として機能した」(Constant2016)と述べられるにとどまる。それに対して、本論文は「道里表」の四次にわたる改正の過程を丹念に追究して、改正を必要とした地方の事情、中央政府の政策意図を明らかにし

た。また、巴県檔案は清朝史の諸分野で盛んに使われるようになってきているが、地方における裁判等に関心が集中して観点がミクロなのに対し、本論文は他省にまたがる配流刑のような全国的な問題に檔案を利用できることを示した。その結果明らかになったのは、「道里表」が単なる看板ではなく、実際にそれにもとづいて配流が行われていたことと、配流犯の自活の困難、管理の不全によって地方に騒擾がもたらされていたことである。これは、重大犯を辺境に隔離するのではなく、内地に抱え込むことを選んだ清朝の支配とは何かという問いを誘起する。

第二の課題は、配流刑・配流犯がどのように認識され、またその認識が刑罰の適用や改革にいかなる影響を及ぼしたかを分析することである。中央・地方政府は配流犯を内地の社会にいわば放し飼いにする一方で、道里表の四次にわたる改訂でもわかるように、手をこまねいていたわけではない。恩詔によって、改過自新して一定の年を経れば釈放するという措置が乾隆末期以降に定着し、それが実行されていたことは巴県檔案の配流犯の名簿で確かめられる。結局、近代化の要請によって改革を迫られるまで伝統的な法体系は維持されたが、配流刑中心の刑罰体系はすでに自壊しつつあり、中央・地方政府が拘束や擬似的な刑期を局部的に導入していたことが明らかにされた。19世紀の記述が薄く、近代との接続についていまだ少し丁寧な議論が必要だが、興味深い論点を提出している。

以上二つの課題について本論文は数々の発見を行い、史料の発掘・活用においても新しい局面を切り開いた。これだけで博士論文としての価値は十二分にある。

ところが、第三の課題である「清朝が配流刑を重用した背景の解明」については、論文の末尾でようやく取り上げられるに過ぎない。背景として「実刑中心の運用」「復古主義の気風」の二点を挙げるが、このうち後者は本論ではまったく言及されない。前者については清朝が贖罪を多用した明朝と違って実刑中心の運用をした理由が問われるべきだが、明朝に対する反動なのか満洲人の歴史として説明すべきかわからないと述べるのみである。また、ここでいう復古主義は漠然としており、こと刑罰に限定しても『尚書』舜典に見える流刑の形を基礎とする「里程配流」が歴史上はじめて実現したと述べるだけで、なぜ清朝がこれにこだわったのかには触れない。これは、清朝国家の性格にかかわる問題であり、おそらくは法制史の論理だけでは答えは導きだせない。また、近代との接続には関心を寄せているが、明代後期からの展開についてもより注意を払うべきではなかったか。著者がこうした大きな課題に立ち向かってくれることを期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2021年2月19日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。